

インフルエンザ 出席停止期間早見表

インフルエンザ発症後の登校可能な日は、学校保健安全法により発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過してからとされています。

①インフルエンザを発症してから5日経っていること（発熱した翌日を1日目とする）

②熱が下がってから2日経っていること

この2つの条件をどちらも満たす必要があります。

発熱期間	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
2日間									
3日間									
4日間									
5日間									
6日間									

発熱
初日

下熱

下熱
1日目

下熱
2日目

登校
OK!

= 発熱 = 発熱なし = 登校可能

※ 発熱初日と解熱した日は発熱期間に含まれます